

平成31年度保険料率関連資料 (制度改正等)

関連する制度改正等について

機密性2

【平成27年5月】

➤ 医療保険制度改革（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立）

持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずる。

- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（27年度：1/2 ⇒ 28年度：2/3 ⇒ 29年度：全面）
- ・協会けんぽへの国庫補助率を当分の間16.4%と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助特例減 等

【平成27年6月】

➤ 経済・財政再生計画（経済財政運営と改革の基本方針2015）

- ・2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に向けて、これまで3年間の社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円）となっていること等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とする。

【平成28年9月】

➤ 消費増税の延期法案（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案）

- ・消費税率の10%への引上げの施行期日を変更（平成29年4月1日⇒平成31年10月1日）する法案の提出

【平成28年10月】

➤ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- ・社会保険における格差是正や女性の就業意欲の促進等の観点から、それまで週30時間以上とされていた加入要件について、従業員501人以上の企業において、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上といった要件に見直し

【平成29年6月】

➤ 経済財政運営と改革の基本方針2017

- ・平成30年度は、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度であり、改革工程表にのっとり経済・財政一体改革を加速する。改革に当たっては、基礎的財政収支（P B）を2020年度までに黒字化し、同時に債務残高対G D P比の安定的な引下げを目指す。

関連する制度改革等について

機密性2

【平成30年4月】

➤ 平成30年度診療報酬改定

・診療報酬改定率 ▲1.19%（協会の負担（平成30年度）：920億円減）

（1）診療報酬本体 +0.55%（医科 +0.63%、歯科 +0.69%、調剤 +0.19%）

（2）薬価等

① 薬価 ▲1.65% ※うち、実勢価等改定 ▲1.36%、薬価制度の抜本改革 ▲0.29%

② 材料価格 ▲0.09%

・入院の看護師配置等による評価から診療実績に基づく評価に見直し、外来のかかりつけ医機能を持つ診療所の初診加算（80点）の新設、紹介状なしの受診時定額負担の対象病院を拡大（500床→400床）、調剤の後発医薬品調剤体制加算（薬局）における要件の引上げ。

【平成30年6月】

➤ 経済財政運営と改革の基本方針2018

・2025年度に基礎的財政収支（P B）の黒字化をめざす。2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置づけるが、社会保障は高齢化による増加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出については一律ではなく柔軟に対応する。PB黒字化目標年度の中間年である2021年度における中間指標として、①PB赤字の対GDP比を2017年度から実質的な半減値（1.5%程度）、②債務残高の対GDP比を180%前半、③財政収支赤字の対GDP比を3%以下をメルクマールとして設定する。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(平成27年5月27日成立)

機密性2

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施
(26年度:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
(27年度:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする (紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないように、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標 (医療費の水準、医療の効率的な提供の推進) を計画の中に設定
 - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

医療・介護制度改革の概要①

平成29年4月20日
財政制度等審議会資料

【高額療養費・高額介護サービス費の見直し】 29年度：高額療養費▲224億円、高額介護サービス費▲13億円

- ▶ 70歳以上の高額療養費について、現役世代の水準を勘案して見直し（低所得者に配慮し、住民税非課税者は見直しの対象外）
- ▶ 高額介護サービス費について、高額療養費の多数回該当と同水準に見直し（現役並みは、負担割合3割への引上げを勘案して据置き）

①:29年8月施行 ②:30年8月施行	高額療養費 (70歳未満)		高額療養費(70歳以上)		高額介護 サービス費		
			外来	入院			
年収1,160万円～	25.3+1% 《14.0》	現役 並み	4.4 ① 5.8 ②	入院と 統合	8.0+1% ② 《4.4》	25.3+1% 《14.0》	4.4
770万円～	16.7+1% 《9.3》					16.7+1% 《9.3》	
370万円～	8.0+1% 《4.4》					8.0+1% 《4.4》	
～370万円	5.8 《4.4》	一般	1.2 ① 1.4注1 ② 1.8注1		4.4 ①	5.8 《4.4》	3.7 ① 4.4注2
住民税非課税	3.5 《2.5》		0.8			2.5	2.5
一定所得以下						1.5	

注1)年間上限14.4万円を新設

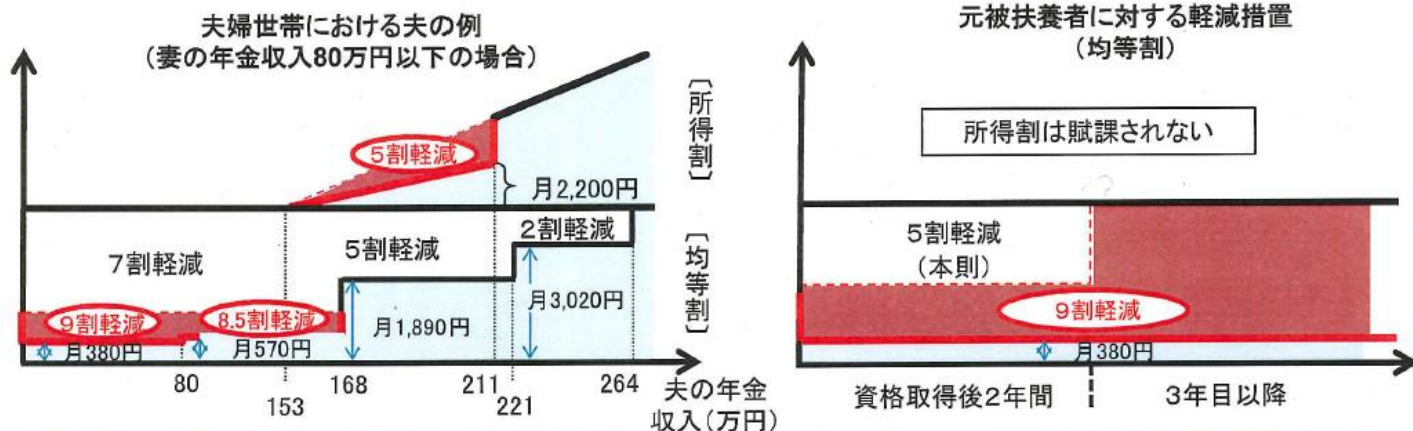
注2)1割負担者のみの世帯については、年間上限44.6万円(3.7万円×12)を設定(3年間の時限措置)

*1 高額医療・高額介護合算療養費制度の現役並みの上限も70歳未満と統合(30年8月施行)

*2 <>は年4回以上利用する場合の4回目以降の上限(多数回該当)

【後期高齢者の保険料軽減特例の見直し】 29年度：▲187億円

- ▶ [所得割]29年度から5割→2割軽減、30年度から軽減なし(本則どおり)
- ▶ [元被扶養者]資格取得時期にかかわらず、29年度は7割軽減、30年度は5割軽減、31年度からは資格取得後2年間のみ5割軽減(本則どおり)
- ▶ [均等割]低所得者に対する介護保険料軽減措置の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直し



医療・介護制度改革の概要②

平成29年4月20日
財政制度等審議会資料

【入院時の光熱水費負担の見直し】 29年度：▲17億円

- 医療療養病床(65歳以上)の光熱水費負担について、介護保険施設*と同水準の負担(370円/日)に見直し(難病患者は除く)

	現状	29年10月～	30年4月～
医療区分Ⅰ	320円/日	370円/日	370円/日
医療区分Ⅱ・Ⅲ	0円/日	200円/日	

* 老人保健施設及び介護療養病床の多床室における光熱水費に係る補足給付の基準費用額は、370円/日

【高額薬剤の薬価引下げ】 29年度：▲196億円

- オプジーボについて、市場が大幅に拡大した状況を踏まえ、緊急薬価改定を行い、29年2月から薬価を▲50%引下げ

	現行薬価	29年2月～
20mg	約15万円	約7.5万円
100mg	約73万円	約36万円

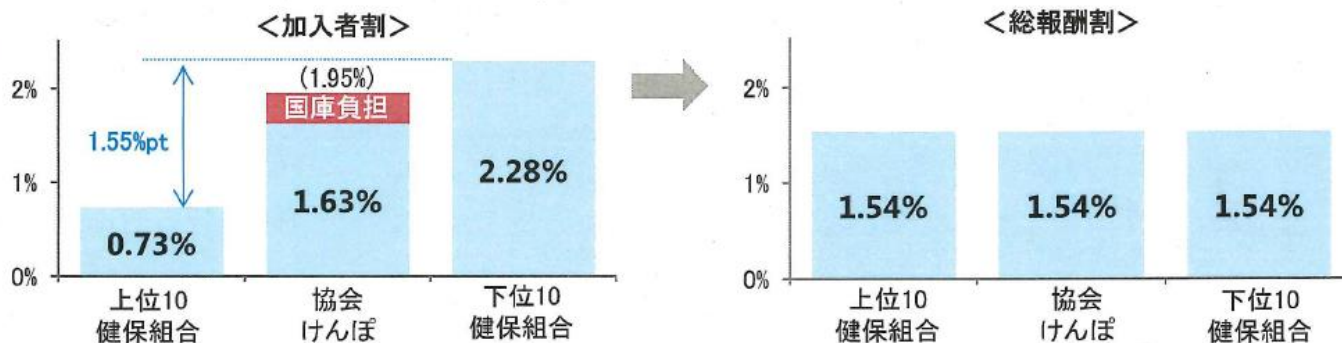
【介護納付金の総報酬割の導入】 29年度：▲443億円(保険者支援+94億円を勘案後)

- 29年度から段階的に総報酬割を導入*(29年度・30年度1/2導入、31年度3/4導入、32年度全面導入)

* 29年8月分の介護納付金から適用(29年度分については介護納付金のうちの8/12について導入)

- 負担増が特に大きい保険者には、31年度末までの時限的な支援を実施

総報酬割導入による所要保険料率の変化のイメージ ※26年度実績に基づく試算



総報酬割導入による被保険者の負担の増減

※26年度実績に基づく試算

負担増	約1,300万人
負担減	約1,700万人
うち協会けんぽ	約1,400万人

【その他30年度から施行予定の主な見直し】

- 所得水準が現役世代並みと認められる個人について、介護保険の利用者負担割合を3割に引上げ(30年8月施行)
- 福祉用具貸与価格について、商品ごとに「全国平均貸与価格+1標準偏差(≒上位16%ライン)」を上限として設定(30年10月施行)

平成30年度 診療報酬改定について

機密性2

- 個別の改定事項に係る議論は、厚生労働省の中央社会保険医療協議会において行われるとともに、予算編成過程において、改定率は以下のとおりとなった。

診療報酬改定率 ▲1.19%（協会の負担（平成30年度）：920億円減）

(1) 診療報酬本体 +0.55%

各科改定率

医科	+0.63%
歯科	+0.69%
調剤	+0.19%

(2) 薬価等

① 薬価 ▲1.65%

※ うち、実勢価等改定 ▲1.36%、
薬価制度の抜本改革 ▲0.29%

② 材料価格 ▲0.09%

なお、上記のほか、いわゆる大型駅前薬局に対する評価の適正化の措置が講じられる。

平成30年度 診療報酬改定の概要

診療報酬改定

- 診療報酬改定については、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において議論され、2月7日に改定案が取りまとめられ、3月5日に診療報酬関連告示・通知等が発出された。

診療報酬改定の主なポイント

<入院>

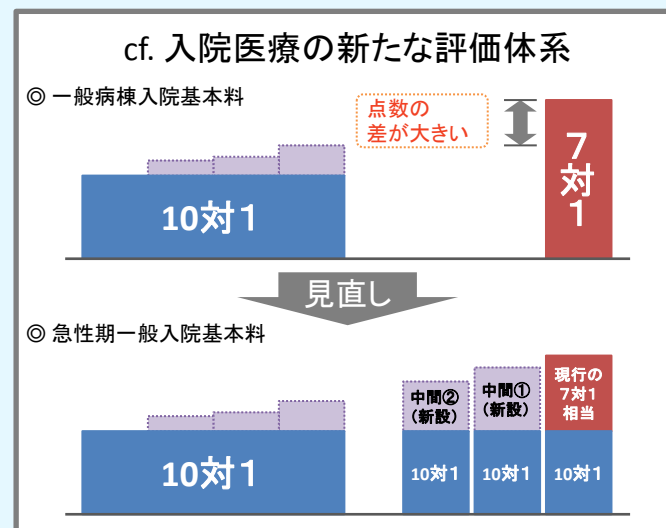
- ・ 看護師配置等による評価から診療実績に基づく評価体系に見直し
- ・ 看護師配置7対1から10対1の病床への移行促進（右図）
- ・ 療養病棟入院基本料を20対1に一本化（25対1は経過措置）

<外来>

- ・ かかりつけ医機能を持つ診療所の初診料に機能強化加算（80点）の新設
- ・ オンライン診療料（※）の新設
※ 初診以外の患者で、初診から6ヶ月以上を経過して、その間、特定疾患療養管理料や生活習慣病管理料等を毎月算定する患者が対象。連続する3ヶ月は算定できない。
- ・ 小児の外来で説明により抗菌薬を使用しなかった場合の加算の創設
- ・ 紹介状なしの受診時定額負担の対象病院を拡大（500床以上→400床以上）
- ・ 人工透析における長時間治療の評価の引上げ

<調剤>

- ・ 後発医薬品調剤体制加算（薬局）における要件の引上げ（右図）、後発医薬品使用割合20%以下の薬局の調剤基本料の減算（▲2点）
- ・ 大型駅前薬局・同一敷地内薬局等の評価の適正化（グループ全体で処方箋受付回数が月40万回超の場合の調剤基本料の新設等）
- ・ 薬局における医療機関と連携した重複投薬等に係る取組の評価



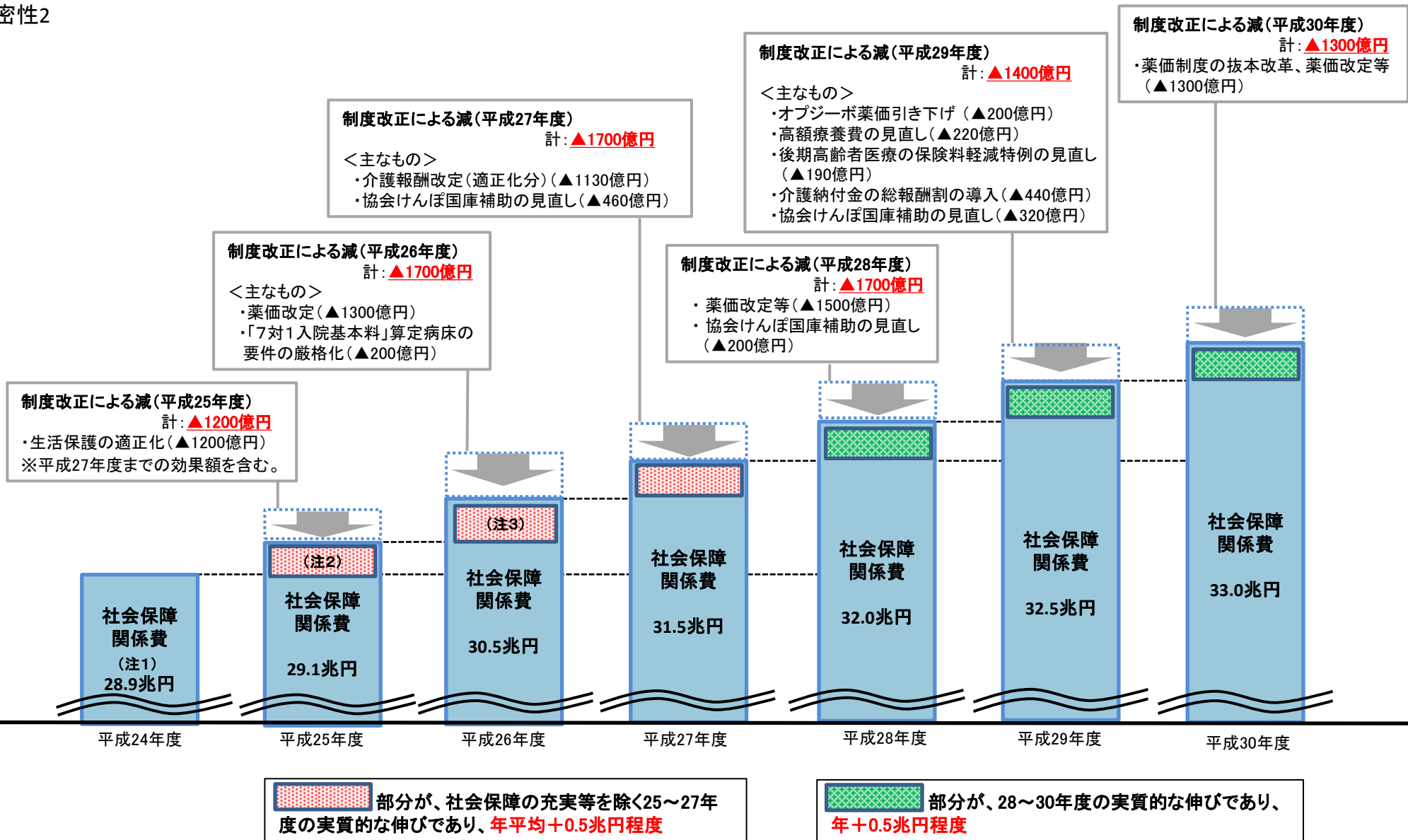
cf. 後発医薬品調剤体制加算

現行		改定後	
数量割合	65%以上 18点	75%以上	18点
	75%以上 22点	80%以上	22点
		85%以上	26点

最近の社会保障関係費の伸びについて

平成30年4月25日
財政制度等審議会資料

機密性2



部分が、社会保障の充実等を除く25～27年度の実質的な伸びであり、年平均+0.5兆円程度

部分が、28～30年度の実質的な伸びであり、年平均+0.5兆円程度

(注1) 年金国庫負担2分の1ベースの予算額。
 (注2) 基礎年金国庫負担の受入超過による精算(▲0.3兆円)の影響を含めない。
 (注3) 高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化(+0.4兆円)の影響を含めない。
 (注4) 社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。

【参考】改革工程表上の主な制度改革等検討項目(2017改定後)

平成30年4月25日
財政制度等審議会資料

機密性2

社会保障

取組状況

主な項目

既に対応済みのもの

- ・入院時の光熱水費負担の見直し
 - ・保険者努力支援制度の具体的な仕組み
 - ・高額療養費（月額負担上限）等の見直し
 - ・介護保険の利用者負担の在り方
 - ・介護納付金の総報酬割導入
 - ・軽度者に対する福祉用具貸与・住宅改修に係る給付の適正化
 - ・先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方
- 等

一部対応したが、
引き続き対応が必要なもの

- ・高確法第14条の診療報酬の特例の活用方策
 - ・地域差分析を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化・給付費の適正化に向けた保険者へのインセンティブ付けなどの制度的枠組みの検討
 - ・生活援助サービス等その他の給付の在り方、負担の在り方
 - ・「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づく取組み
 - ・服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価、適正化や患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し
- 等

取組状況

主な項目

今後対応していくもの

- ・ 後期高齢者の窓口負担の在り方
- ・ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための課題（介護総報酬割以外）
- ・ 金融資産等の医療保険制度における負担への反映方法
- ・ 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点からの検討
- ・ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担についての検討
- ・ 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行
- ・ 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- ・ 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方
- ・ 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方
- ・ 介護の調整交付金の活用方策についての検討
- ・ 国民健康保険の普通調整交付金の活用方策についての検討

等